

個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則（案）等に関する意見募集結果

番号	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	<p>本様式を使用する報告者側のメリットがわからない。詳細な事項が多すぎて、報告する期限が求められている個人情報保護法などにおいては、迅速な報告の障害となるのではないか。そもそも速報の段階での使用が想定されているのか。事後での報告に使用することを想定しているのか。</p> <p>なぜランサムウェア事案のみが、本様式の対象となるのか。その他のウイルス等の不正指令電磁記録による被害についてはなぜ対象とならないのか。報告者から見て複雑ではないか。</p>	<p>サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ（令和7年5月28日関係省庁申合せ。以下「関係省庁申合せ」という。）において示しているとおり、サイバー攻撃にあった被害組織が複数の関係政府機関に対して個別の様式で報告を行うことに伴う負担を軽減することを目的として、本様式を定めており、これは速報、確報双方に用いることを想定しています。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第26条第1項の規定に基づく個人データの漏えい等の報告のうち、速報については、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第8条第1項の規定に基づき、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りるとしており、これは本様式による報告においても変更はありません。頂いた御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>本改正案において、ランサムウェア事案のみを対象としているのは、関係省庁申合せにおいて、ランサムウェア事案については「サイバー攻撃であることがインシデント発生時から明白であることが多く、初動対応中の報告となり、その件数も多いことから、被害組織の報告負担が極めて大きい」ものとして、報告様式一元化の対象としているためです。</p> <p>なお、今後については、関係省庁申合せにおいて、特別社会基盤事業者は、特定侵害事象等の発生を認知した場合、重要電子計算機に対する</p>

本様式による報告した情報がどこで、どのように取り扱われているか報告者からのトレーサビリティに欠けている。提出した情報がどのような範囲で利用され、だれが閲覧し、いつまで保管されているのか全く分からないのは問題ではないのか。

本様式による報告後、各機関からの折り返しの連絡についても一本化されるということでのよいのか。共有先の各機関から同じ内容の問合せが個別にあることはないということでのよいのか。

本様式にて報告したのち、共有先の各機関から何らかの様式で追加の報告が求められることはないということでのよいのか。

不正な行為による被害の防止に関する法律（令和 7 年法律第 42 号）第 5 条の規定に基づき、特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならないとされているところ、当該規定に基づく報告等について、当該規定の施行に併せ、官公署への報告等に際して利用できる共通様式を整備し、さらに官民連携基盤の整備により、これらの報告の窓口を一元化するよう所要の調整を進める旨示されております。

本改正案は、ランサムウェア事案に関する個人情報保護委員会又は事業所管大臣への漏えい等報告について、「ランサムウェア事案共通様式」（以下「関係省庁申合せ別添様式 2」という。）を提出する方法によることを可能とするものです。そして、どの機関に対して報告を行うかは、報告者が選択することとされています。また、本様式の記載により国家サイバー統括室に対して共有等を希望する場合及び個人情報保護委員会からの権限の委任を受けた事業所管大臣に対して報告を行う場合を除き、各機関相互の報告の共有は行いません。

提出された報告については、個人情報保護委員会若しくは事業所管大臣又は共有を受けた国家サイバー統括室において行政文書として適切に管理します。

関係省庁申合せ別添様式 2 による報告を受けた後の運用については、関係省庁申合せの趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。

本様式は、個人情報保護法又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づく

なぜ本様式は NISC であるのか。国家サイバー統括室に変更されないのか。

本様式で行った報告について情報開示請求を行う場合、どの機関に問い合わせればよいのか。訂正の請求についても一本化されているということではよいのか。

本様式を使用しなかった場合の罰則などはあるのか。

漏えい等報告の様式であり、速報・確報を問わず、これに順次記載いただくことを想定しており、別の様式による追加報告は予定していません。

なお、同様式に基づき、どの政府機関に対して報告を行うかは、報告者が選択することとされており、追加の報告の要否や内容等は、これを受けた政府機関において判断されるものと考えております。

本意見募集は、本改正案の内容に関するものであり、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

当意見募集においては、意見募集開始時点の関係省庁申合せを引用しているものであり、今後、当該申合せの改定等については国家サイバー統括室において適切に対応されるものと考えます。

本意見募集は、本改正案の内容に関するものであり、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、本改正案は、ランサムウェア事案に関する個人情報保護委員会又は事業所管大臣への漏えい等報告について、関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法によることを可能とするものであり、同様式を用いる場合であっても、個人情報保護委員会又は事業所管大臣を含む各機関に個別で報告を行う必要があります。

そのため、情報開示請求を行う場合には、各機関に個別で請求を行う必要があります。

本改正案は、ランサムウェア事案に関する個人情報保護委員会又は事業所管大臣への漏えい等報告について、被害組織の負担軽減と政府の対応迅速化を図る観点から関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法によることを可能とするものであり、同様式を使用しなかった場合の罰則は

	<p>本様式は PDF のみで提供されるのか。Office などのデータ形式での提供もあるのか。その場合 Office がない場合はどうしたらよいのか。印刷したものに手書きしてスキャンするなどの運用が想定されているのか。</p> <p>本報告はなぜ PDF での報告様式であるのか。フォームで入力するホームページなどは作成されないのか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>ありません。</p> <p>Excel 形式の様式を個人情報保護委員会ホームページ等に掲載する形式で提供する予定です。データ形式の様式を利用できない場合には、従来どおり、個人情報保護委員会のホームページに掲載する報告フォームからの報告も可能です。</p> <p>PDF 形式の様式は、意見募集に当たって掲載しているもので、上記のとおり実際の運用は異なります。なお、現在、本様式に基づく報告について、個人情報保護委員会ホームページに報告フォームを設ける予定はありません。</p>
2	<p>個人情報保護法施行規則第 8 条第 3 項 委託先による漏えいの場合、委託先と委託元双方が「ランサムウェア事案共通様式」を使用して報告書を作成する必要があるか。委託先が攻撃の対象になり、委託元において特段警察への相談等を行わない場合に、委託元が作成すべき報告書様式を確認したい。</p> <p>個人情報保護法施行規則第 8 条第 3 項 今回の改正以後は、被害組織となった保険代理店または外部委託先は共通様式を用いた漏えい等報告を行うことに加え、委託元保険会社は、保険代理店または外部委託先から「ランサムウェア事案共通様式」による通知を受けそこから改正前と同様の漏えい等報告を行う必要があるとの認識で良いか。</p>	<p>本改正案は、ランサムウェア事案に関する個人情報保護委員会又は事業所管大臣への漏えい等報告について、被害組織の負担軽減と政府の対応迅速化を図る観点から関係省庁申合せ別添様式 2 を提出する方法によることを可能とするものであり、その他従前の取扱いについて変更するものではありません。報告の際に、既存の提出方法又は関係省庁申合せ別添様式 2 を提出する方法のいずれを用いても差し支えありません。</p> <p>本改正案は、ランサムウェア事案に関する個人情報保護委員会又は事業所管大臣への漏えい等報告について、被害組織の負担軽減と政府の対応迅速化を図る観点から関係省庁申合せ別添様式 2 を提出する方法によることを可能とするものであり、その他従前の取扱いについて変更するものではありません。既存の提出方法及び関係省庁申合せ別添様式 2 を提出する方法を重複して報告する必要はありません。</p>

(理由)

従前より、個人情報保護法第 26 条第 1 項ただし書きにより、被害組織となった保険代理店または外部委託先からの通知を受けて、委託元である保険会社が漏えい等報告を行っているが、この対応に何等か影響があるのかを確認したい。

個人情報保護法施行規則第 8 条第 3 項

今回の改正以後も、委託元としてこれまでと同じ様式での報告は引き続き許容されるとの認識で良いか。

もし許容されない場合、速報後にランサムウェア被害と判明した事案について、確報では「ランサムウェア事案共通様式」に切り替えて報告する必要があるのか。

(理由)

従前より、個人情報保護法第 26 条第 1 項ただし書きにより、被害組織となった保険代理店または外部委託先からの通知を受けて、委託元である保険会社が漏えい等報告を行っているが、この対応に何等か影響があるのかを確認したい。

ランサムウェア事案共通様式

「ランサムウェア事案共通様式」では、内閣サイバーセキュリティセンターへの共有等を希望しない選択が可能となっているが、当該希望をしないケースとしてどのような場面が想定されているか。

(理由)

「ランサムウェア事案共通様式」で設定された設問の趣旨を確認したい。

本改正案は、ランサムウェア事案に関する個人情報保護委員会又は事業所管大臣への漏えい等報告について、被害組織の負担軽減と政府の対応迅速化を図る観点から関係省庁申合せ別添様式 2 を提出する方法によることを可能とするものであり、その他従前の取扱いについて変更するものではありません。報告の際には、速報・確報の別を問わず、既存の提出方法又は関係省庁申合せ別添様式 2 を提出する方法のいずれを用いても差し支えありません。

本意見募集は、本改正案の内容に関するものであり、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、国家サイバー統括室への共有等については、原則として報告を行う者の判断に委ねられております。

ランサムウェア事案共通様式

「ランサムウェア事案共通様式」冒頭にある「2. ランサムウェア感染時のお願い」において、初期対応のみならず例えば以下のような形で復旧までの対応を記載いただきたい。

また、現時点で初期対応についてのみ記載されている背景について、ご教示いただきたい。

「封じ込め（被害拡大防止）」

- ・感染が疑われる機器類を速やかにネットワーク（有線・無線）から切り離すこと
- ・感染が疑われる機器類や、当該機器類からアクセス可能なシステム（特に個人情報を含むもの）について、認証情報の変更または一時的なアカウントロックを実施すること（ネットワークから切り離してしまい対応不可の場合は、復旧時に対応すること）

「証拠保全」

・後続の詳細な調査（フォレンジック調査）において、十分な調査をするために証拠保全をする必要がある。以下の操作を行うと、証拠が保全できない可能性がある。

-感染端末等の再起動や電源オフ、既に感染端末等の電源がオフの場合はオン

-ウイルス対策ソフトによる感染端末等のフルスキャン

-ネットワーク機器の再起動や電源オフ

-ファームウェアやOSのアップデート

本意見募集は、本改正案の内容に関するものであり、御意見は、本意見募集の対象外であると考えます。

	<p>「フォレンジック調査」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランサムウェア攻撃に関する詳細な調査（フォレンジック調査）は、自社のみでの対応は困難であるため、信頼できる外部の専門機関に依頼すること。 <p>「接続再開方針策定・復旧」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォレンジック調査の結果をもとに根本原因を特定し、再発防止策を策定したうえで、自社および接続先の合意を得てからネットワーク接続を再開すること。 <p>（理由）</p> <p>ランサムウェア感染時においては、初期対応のみならずその後の対応においても速やかな対応が必要であり、その明示をすることで被害組織の対応が円滑となると考えるもの。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	
3	<p>【意見】</p> <p>漏えいした個人情報・特定個人情報が「高度な暗号化等により秘匿化されていたかどうか」を確認・記載する項目を、報告様式内に追加していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>個人情報保護法26条における報告義務は高度な暗号化等の措置を行っていた場合に免除されると理解しています。これは、暗号化等の技術的安全措置が、実害の発生可能性を大きく減じる要素であるという制度上の認識に基づくものと理解します。</p>	<p>御理解のとおり、漏えい等が生じた個人データ、保有個人情報又は特定個人情報に「高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」には、個人情報保護委員会又は事業所管大臣への漏えい等報告（本改正案の内容を含む）の対象外ですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。頂いた御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

	<p>そのため、実害リスクの迅速な判断や、被害組織によるリスク軽減措置の適切な報告のためにも、共通様式において「当該情報が暗号化されていたか」「復号の可能性があったかどうか」といった観点の記載欄を設けることは有益と考えます。</p> <p>※ 当該情報が高度な暗号化等により秘匿化されていた場合、そもそも報告義務が免除されることは承知していますが、現場では判断に迷う例も多く、様式上に当該項目があることで、報告を受ける側が「報告が必要な事案かどうか」や「被害の深刻度」について正しく判断しやすくなり、結果として制度の実効性も高まると考えます。</p> <p>なお、本項目は必須ではなく、任意記載または補足情報欄への記入推奨としても十分機能するものと考えます。</p> <p>【提案形式（一例）】</p> <ul style="list-style-type: none">・情報が暗号化されていたか（はい／いいえ／不明）・暗号化方式（記述式）・復号鍵の所在や漏えい状況（記述式） <p>※追加箇所：「(6) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」の次の項目として</p> <p>被害の実質的評価と行政対応の効率化の両立のため、様式への反映をご検討いただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
--	---	--

※御意見はとりまとめの都合により整理・要約して掲載しております。